

農業者等による協議の結果の公表について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月27日

宮崎市長 戸敷 正

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

- ・南方（大宮2）
- ・新別府（櫛2）
- ・加江田・曾山寺、萩原、内山（木花4）
- ・木花・島山、木崎、今江（木花5）
- ・熊野、下原（木花6）
- ・芳土（住吉1）
- ・新名爪（住吉3）
- ・浮田（生目1）
- ・富吉（生目5）
- ・柏原（生目7）
- ・跡江（生目8）
- ・跡江基盤整備（生目8-2）
- ・佐土原町 田ノ上
- ・佐土原町 徳ヶ淵
- ・佐土原町 原
- ・佐土原町 東田
- ・佐土原町 南田
- ・佐土原町 黒田
- ・佐土原町 下方限
- ・佐土原町 新木
- ・佐土原町 下村
- ・佐土原町 新宮
- ・佐土原町 江原
- ・佐土原町 年居
- ・佐土原町 田島
- ・田野町 鹿村野
- ・田野町 北
- ・田野町 八重
- ・田野町 桃ノ木原
- ・田野町 東
- ・田野町 西
- ・田野町 村内
- ・田野町 元野

- ・高岡町 飯田
- ・高岡町 下倉
- ・高岡町 花見
- ・高岡町 城ヶ峰
- ・清武町 船引
- ・清武町 北今泉
- ・清武町 南今泉

2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成30年 3月19日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

地区名	経営体数			集落営農 (任意組織)	計
	法人	個人			
南方（大宮2）	2	9	0	11	
新別府（櫛2）	0	11	0	11	
加江田・曾山寺、萩原、内山（木花4）	0	11	0	11	
木花・島山、木崎、今江（木花5）	0	46	0	46	
熊野、下原（木花6）	0	17	0	17	
芳土（住吉1）	0	5	0	5	
新名爪（住吉3）	4	9	0	13	
浮田（生目1）	2	20	0	22	
富吉（生目5）	0	27	0	27	
柏原（生目7）	1	10	0	11	
跡江（生目8）	1	17	0	18	
跡江基盤整備（生目8-2）	2	22	0	24	
佐土原町 田ノ上	0	32	0	32	
佐土原町 徳ヶ淵	2	19	0	21	
佐土原町 原	1	17	0	18	
佐土原町 東田	2	15	0	17	
佐土原町 南田	1	14	0	15	
佐土原町 黒田	2	17	0	19	
佐土原町 下方限	2	10	0	12	
佐土原町 新木	3	21	0	24	
佐土原町 下村	1	7	0	8	
佐土原町 新宮	0	10	0	10	
佐土原町 江原	0	12	0	12	
佐土原町 年居	1	23	0	24	
佐土原町 田島	0	21	0	21	
田野町 鹿村野	0	25	0	25	
田野町 北	3	71	0	74	
田野町 八重	0	41	0	41	
田野町 桃ノ木原	0	27	0	27	
田野町 東	4	116	0	120	
田野町 西	3	80	0	83	
田野町 村内	2	67	0	69	

田野町 元野	0	43	0	43
高岡町 飯田	0	28	0	28
高岡町 下倉	1	14	0	15
高岡町 花見	0	9	0	9
高岡町 城ヶ峰	0	5	0	5
清武町 船引	0	11	0	11
清武町 北今泉	0	31	0	31
清武町 南今泉	0	32	0	32

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地区名	担い手の確保状況
木花、島山、木崎、今江（木花5） 佐土原町 南田 佐土原町 新宮 田野町 鹿村野 田野町 北 田野町 東 田野町 西 田野町 村内 田野町 元野 高岡町 飯田 高岡町 下倉	担い手は十分確保されている
南方（大宮2） 新別府（櫛2） 加江田・曾山寺、萩原、内山（木花4） 熊野、下原（木花6） 芳土（住吉1） 新名爪（住吉3） 浮田（生目1） 富吉（生目5） 柏原（生目7） 跡江（生目8） 跡江基盤整備（生目8-2） 佐土原町 田ノ上 佐土原町 徳ヶ渕 佐土原町 原 佐土原町 東田 佐土原町 黒田 佐土原町 下方限 佐土原町 新木 佐土原町 下村 佐土原町 江原 佐土原町 年居 佐土原町 田島 田野町 八重 田野町 桃ノ木原 高岡町 花見	担い手はあるが十分ではない

清武町 船引	
清武町 北今泉（沓掛、上下大久保、庵屋）	
清武町 南今泉（永山、松叶、丸目、上下今泉）	
高岡町 城ヶ峰	担い手がいない

5 農地中間管理機構の活用方針

地区名	活用方針
加江田・曾山寺、萩原、内山（木花4） 木花・島山、木崎、今江（木花5） 熊野、下原（木花6） 富吉（生目5） 柏原（生目7） 跡江（生目8）	農地の集積・集約を検討する際に併せて検討する。
南方（大宮2） 新別府（億2） 新名爪（住吉3）	農地利用のあり方の検討と併せて検討する。
田野町 桃ノ木原	県営畑地帯総合整備事業とあわせて、農地中間管理機構の活用を検討していく。
田野町 北 田野町 東 田野町 西 田野町 元野	人・農地プランの話し合いを継続し、農地中間管理機構の活用をPRする。
田野町 鹿村野 清武町 船引 清武町 北今泉 清武町 南今泉	農業をリタイア、経営転換する者は活用する。
高岡町 飯田 高岡町 下倉	地域の農地所有者は、活用する。 農業をリタイア、経営転換する者は活用する。
浮田（生目1）	担い手の分散圃場の解消のために活用する。
芳士（住吉1） 高岡町 花見 高岡町 城ヶ峰	地域の農地所有者は活用する。
跡江基盤整備（生目8-2） 佐土原町 田ノ上 佐土原 徳ヶ渕 佐土原町 東田 佐土原町 南田 佐土原町 新木 佐土原町 下村 佐土原町 新宮 佐土原町 江原 佐土原 年居 佐土原町 田島 田野町 八重 田野町 村内	活用済み。

佐土原町 原 佐土原町 黒田	平成 30 年度予定
佐土原町 下方限	平成 31 年度予定

6 地域農業の将来のあり方

地区名	取組事項
南方（大宮 2）	<p>大規模農家の所有する農地の今後について、地域で考えていく。</p> <p>地区の中心経営体（担い手）を中心に地域農業を担っていく。</p> <p>地区の中心経営体（担い手）で地域農業を支えていけない場合には、地域外からの参入についても検討していく。</p>
新別府（櫛 2）	<p>中心となる経営体（担い手）が今後も自身の経営を維持し、農地が空く場合には、その農地を担い手が耕作することで地域の農業を守る。</p>
加江田・曾山寺、萩原、内山（木花 4）	<p>曾山寺、萩原、内山地区は、既に貸されている農地が多いが、今後使われなくなる農地は、できる範囲で担い手に集積する。地区外の借り手がいれば集積してもらおう。</p> <p>有害獣対策のために電気柵を推進する。</p> <p>いちご生産者が多いので、耕作者それぞれの経営を維持していく。</p>
木花・島山、木崎、今江（木花 5）	<p>本地域においては、正蓮寺地区の水田の排水を改善することが長年の課題になっており、これが解消されると、担い手も確保しやすくなると想定される。そのため、担い手への集約や新規就農を促進し農地を守る取組みを行いながら、排水対策のための事業の実施に向けても引き続き検討することとする。</p>
熊野、下原（木花 6）	<p>現在は、施設園芸を営む傍ら本地域で水稲を営農する農家が中心となり農地を守っているが、今後、中心となる担い手への負担が大きくなると、本来の営農に支障をきたすことが懸念され、地域の農業が維持できない恐れがある。</p> <p>そのため、今後も継続的に話し合い活動を行い、中心経営体それぞれの経営にも配慮しながら、地域農業を維持する方策についての検討を行う。</p>
芳士（住吉 1）	<p>都市化・混住化が進むとともに、飯米の生産を中心とした兼業農家も自身による管理が困難となることが予想されるため、担い手への期待はさらに高まるものと思われる。</p> <p>現状では、農用地区域を中心に農地中間管理事業の活用に取り組んでおり、今後更なる推進を検討していく。</p>
新名爪（住吉 3）	<p>担い手が現在の経営規模を維持しながら自身の経営発展を目指すことを基本とする。</p> <p>また、担い手が規模拡大を行う場合は、担い手の農地が集積・集約されるよう検討を行うこととし、併せて農地中間管理機構の活用も検討する。</p>
浮田（生目 1）	<p>担い手の分散錯圃の解消に努め、中心経営体が農業を行いやすい環境を整えながら、地域の農業が継続されるように新規参入の促進に努める。</p>

地区名	取組事項
富吉（生目 5）	<p>担い手が現在の経営規模を維持しながら自身の経営発展を目指すことを基本とする。</p> <p>また、担い手が規模拡大を行う場合は、担い手の農地が集積・集約されるよう検討を行うこととし、併せて農地中間管理機構の活用も検討する。</p>
柏原（生目 7）	<p>中心経営体がそれぞれの農業経営を維持することを基本とし、将来的に農地を手放す者が出てきた際には、中心経営体を中心に地域での話し合いを行うことで、地域の農業を守っていく。</p>
跡江（生目 8）	<p>若手農家に対し積極的に座談会へ参加するよう促し、若手農家を中心に地域農業の今後のあり方を検討していく。</p> <p>跡江基盤整備（生目 8－2）との統合の是非についても、検討していく。</p>
跡江基盤整備（生目 8－2）	<p>基盤整備事業に取り組んだ農地の有効利用を図るために「跡江農地有効利用管理組合」を設立しており、組合において農地集積の手法等を検討し、地域の中心となる経営体への農地集積のブロック化等、基盤整備地区内農地の有効利用を促進していく。</p> <p>今後も高齢化にともない農業従事者の減少が今後見込まれるなか、耕作放棄地を発生させないよう、跡江農地有効利用管理組合を活用して地域の中心となる経営体に農地を集積し、地区内の農地及び農業を維持していく。</p>
佐土原町 田ノ上	<p>平成 28 年度に圃場整備が完了し、同年度から中間管理事業の取り組みを実施した地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町 徳ヶ淵	<p>本年度から中間管理事業の取り組みを開始した地域である。今後は、地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町 原	<p>今後も継続して地域農業のあり方についての話し合い活動を継続し、平成 30 年度での農地中間管理事業を活用した農地集積の取り組みを目指す。</p>
佐土原町 東田	<p>平成 28 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町 南田	<p>平成 27 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。</p>
佐土原町 黒田	<p>今後も継続して地域農業のあり方についての話し合い活動を継続し、平成 30 年度での農地中間管理事業を活用した農地集積の取り組みを目指す。</p>

地区名	取組事項
佐土原町 下方限	平成 30 年度も継続して地域農業のあり方についての話し合い活動を継続し、平成 31 年度での農地中間管理事業を活用した農地の集積や将来の基盤整備（圃場整備）への取り組みを目指す。
佐土原町 新木	平成 28 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
佐土原町 下村	平成 27 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
佐土原町 新宮	平成 27 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
佐土原町 江原	平成 27 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
佐土原町 年居	本年度から中間管理事業の取り組みを開始した地域である。今後は、地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
佐土原町 田島	平成 27 年度から中間管理事業に取り組みを実施している地域である。今後も地域農地管理組合が主体的な役割をはたしながら、中心的経営体への農地集積を図り、作業の効率化を図る。
田野町 鹿村野	<p>本地区は、夏作に葉たばこ、里芋、甘藷、冬作に干し大根を作付する営農形態が多く、地理的に、宮崎市時屋地区、清武町黒北地区に隣接しており、耕作者は鹿村野地区の農業者だけでなく、両地区からの農業者も多く混在している。</p> <p>現在、担い手は確保されているが、高齢農家も増えており、今後人・農地プランの話し合いを継続し集積集約等の方策を検討していく。</p>
田野町 北	<p>北地区は宮崎大学演習林に農用地が隣接しており鳥獣害（イノシシ・サル・シカ）被害に悩まされている。そのため、鳥獣害対策組合を設立し、研修等を行いながら被害防止対策を行っている。</p> <p>また、急速に高齢化しており、担い手農家の確保育成も重要課題となっているため、人・農地プランの話し合いを継続し方策を検討していく。</p>
田野町 八重	八重地区については、夏作に葉たばこ、加工用甘藷、里芋を作付し、冬作に干し大根や青果大根、生漬加工大根を組み合わせた営農形態で発展してきました。しかし、葉たばこや露地野菜の価格の低迷が続いており、その分を規模拡大で、対応できたが、その規模拡大も既に限界にきている。

地区名	取組事項
	<p>今のままの農業経営では生産の効率化もはかられず、これまで以上の規模拡大は見込めない状況にある。そのため、現状の作付規模を1.5倍から2倍程度にもっていくために、まずは全地区民で鳥獣から農用地を守り、安心して作付けできる体制を早期に創出し、その上で分散錯圃の解消や圃場の集積・集約化を図りながら、圃場条件の改善に取り組む。また、管理機械の所有及び使用の状況を整理し、共同利用機械の導入に向けた研究、女性農業者を中心に漬物や菓子加工などの開発、製造及び販売が出来ないかの研究を行う。農地の集積・集約化をスムーズに進めるため、現在あるハウス施設を活用し、引退した、高齢農家などの働き口を確保する取り組み等ができないかの研究を行う。</p>
<p>田野町 桃ノ木原</p>	<p>桃ノ木原地区は、露地野菜（かんしょ、大根、にんじん）を中心に営農が展開されており、不整形で条件の悪い農地や耕作道がない等営農するための条件が極めて悪く、それらの問題を解決するための話し合いを進めている。</p> <p>将来的には、効率的に営農するため県営畑地帯総合整備事業を平成31年に着手し平成35年に完了すべく計画しており、また農地中間管理機構を利用して、農地の集積集約化を図り、地域の担い手農家を確保する。</p>
<p>田野町 東</p>	<p>東地区は、夏作に葉たばこ、里芋、甘藷、冬作に干し大根を作付する営農形態が多い。</p> <p>H28年度にJAが新規就農者用研修ハウスを導入し、新たな品目への転換等が進められている。</p> <p>高齢農家も非常に多いことから、今後かなりの速さで耕作放棄地が増加するのではないかと心配されるため、人・農地プランの話し合いを継続し方策を検討していく。</p>
<p>田野町 西</p>	<p>西地区は、片井野地区や七野地区などを中心に担い手農家が多く、そのため、農用地を求めて都城、三股、高城への出作も多い状況にある。</p> <p>今後、リタイアや経営転換する方も予想されるため、継続的に話し合いを行い、地域農業を維持する方策について、人・農地プランの話し合いを通じて検討を行う。</p>
<p>田野町 村内</p>	<p>村内地区は水稲作が盛んな水田地帯であるが早期米の価格低下がみられるため、加工用米の多収性品種の導入等、関係機関とともに検討する。</p> <p>また飼料作物や加工甘藷が増えているため、団地化等による作物のゾーニングや、無人ヘリコプターの利用ができないか検討する。</p> <p>今後、人・農地プランの話し合いを継続するなかで、中心となる経営体の作業効率化・経営の安定を図る。</p>
<p>田野町 元野</p>	<p>元野地区は、夏作に葉タバコ、里芋、甘藷、冬作に干し大根を作付する営農形態が多いが、山に隣接する農地は鳥獣害（イノシシ・サル）被害に悩まされている所もあり、また、高齢化も地域の課題となっている。</p> <p>今後も人・農地プランの話し合いを継続し、地域農業を維</p>



地区名	取組事項
	持する方策を検討していく。
高岡町 飯田	高齡化等により営農が困難となった農地については、飯田受託組合が中心となり作業を請負っている。今後も新規就農者の促進や耕作放棄地の解消を図り、受託組合を中心に中間管理機構を活用し農地の集積を検討する。
高岡町 下倉	下倉地区については、主に水稻及び施設野菜を中心とした地域であり、水田の整備も確立されている。また、新規就農者に対し毎月の勉強会も開催されており、就農者の支援も確立されている。今後については、新規就農者の促進は元より耕作放棄地の解消を図り、農地の集積・集約化を検討していく。
高岡町 花見	基盤整備事業の導入により水田のほ場整備や耕作放棄地の解消を図り、新規参入者などの促進を行い地区内の担い手を中心に農地の集積を検討する。
高岡町 城ヶ峰	高齡化や担い手の不足に伴ない、将来、耕作放棄地が増加する懸念があり、地区外や隣接した地域の担い手との検討も今後は必要である。
清武町 船引	<p>本地区は集落の南側の田を主とする地帯と北側の露地作物と施設園芸の混在した畑地帯から構成される地域である。いずれの地帯もほ場整備済みで耕作放棄地はほとんど見られない。</p> <p>畜産農家の飼料作物拡大や葉たばこ、大根、スイートコーンなどの露地作物の規模拡大を目指す。</p>
清武町 北今泉	<p>本地区は露地作物、施設園芸、畜産(飼料作物)及び果樹の多い地域である。</p> <p>今後は畜産農家を中心とする地域の中心経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減、規模拡大を目指す。</p>
清武町 南今泉	<p>本地区は集落の南側の田を主とする地帯と北側の露地作物と施設園芸の混在した畑地帯から構成される地域である。いずれの地帯もほ場整備済みで耕作放棄地はほとんど見られない。</p> <p>新規就農や後継者も比較的多いためこういった地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化とコスト削減を目的に規模拡大を目指す。</p>